

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第2991号)

令和5年4月26日

横情審答申第2991号  
令和5年4月26日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

令和3年2月19日こ南児第1988号による次の諮問について、別紙のとおり答申  
します。

「中央及び南部児童相談所が保有する審査請求人に関する相談記録」の  
個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「中央及び南部児童相談所が保有する審査請求人に関する相談記録」の保有個人情報の一部開示とした決定のうち、別表2に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。また、別表3に掲げる保有個人情報を対象保有個人情報として特定しなかったことは妥当ではなく、当該個人情報を特定の上、改めて開示、非開示の判断をすべきである。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和2年12月8日付で行った「中央及び南部児童相談所が保有する審査請求人に関する相談記録」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第2号、第3号及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件本人開示請求及び本件審査請求は、親権者である法定代理人（以下「本件代理人」という。）が本人開示請求者である児童（以下「本件児童」という。）に代わって行ったものである。
- (2) 旧条例第22条第2号の該当性について  
本件保有個人情報のうち、本件児童の発言内容の一部については、開示することにより本件児童と代理人との今後の関係性に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。
- (3) 旧条例第22条第3号の該当性について

本件保有個人情報のうち、児童相談所と関係機関など本件児童以外とのやりとりの部分には、本件児童以外の個人の氏名が記載されている。当該情報は、本件児童以外の個人に関する情報であって、本件児童以外特定の個人を識別するこ

とができるものであるため、非開示とした。

また、児童相談所と、関係機関など本件児童以外とのやりとりの部分については、上記のほかにも、本件児童以外の個人の発言内容、意向等が記載されている。当該情報は本件児童以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本件児童以外の個人の利益を害するおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

#### (4) 旧条例第22条第7号の該当性について

本件保有個人情報のうち、実施機関の評価・所見に関する部分については、本件児童の援助を行うためのものであり、これを開示すると、児童相談所と本件児童との間で認識が異なっている場合等、その信頼関係に影響を及ぼし、今後の児童相談所における援助業務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件保有個人情報の全部を開示する事を求める。
- (2) この開示に至る時点で既に生命・健康・生活を害されており本件代理人はその詳細を知る必要がある。
- (3) 母子関係は一生であり請求人の権利利益を開示しない事によって失われるおそれがある。
- (4) 援助の業務が適正に遂行されていれば起こらなかった事実であり相談者の予見を含めて鑑みる必要があると思われる。
- (5) 南部児童相談所の保護下で起きた複数回の性被害の事実を踏まえて、本件児童への懲戒、非行行動の管理、複数回の性被害への対応に疑問がある。また、その性被害について本件代理人におよそ18か月、その詳細を知らせていない。保護当時の担当福祉司に対して本件児童の虞犯性、携帯電話を渡す際のリスクを伝えていた事実、特定年月日1、特定年月日2、特定年月日3、特定年月日4、特定年月日5の架電内容、特定年月日6に買春犯人の代理人から示談が持ち出されているがどうするか？と、南部児童相談所から打診があった事実、特定年月日7に中央児童相談所へ買春被害での示談を打診された旨、被害も知らせていない事を告げ抗議をした事実、それらの事件を示す内容が欠落している。記録を録ってい

ないから出さない。ではなく説明せよ。

- (6) (5)の事実から当時16歳であった本件児童は複数回の性被害からの保護、非行行動への懲戒が正当に行われることなく本件代理人にも伝えずその後複数回の被害に拡大している。刑事事件が3件、現在調査中であるものもある。警察への情報提供に関しても特定児童養護施設とのやり取り当時の特定警察署とのやり取りを開示しない事には被害届や告訴等に不利益な影響をもたらす本件児童の人権を脅かす。

## 5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 児童相談所に係る事務について

児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づき法第1条に規定する児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保障するため、都道府県及び指定都市に設置が義務付けられている行政機関（法第12条第1項及び第59条の4第1項）である。

横浜市は、4か所の児童相談所（中央児童相談所、西部児童相談所、南部児童相談所及び北部児童相談所）を設置し、児童の養育や障害等に関する様々な相談を受け、児童や保護者等への助言を行うなどの相談援助業務を行っている。また、児童相談所ではこのほか、児童の一時保護や児童福祉施設への入所措置の業務等を行っている。

- (3) 本件保有個人情報について

ア 本件保有個人情報は、中央児童相談所及び南部児童相談所が作成した本件児童に関する児童記録である。本件児童に関する児童記録は、中央児童相談所が作成したものを含め、全て南部児童相談所が保有している。

イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち、別表1に記載の非開示部分1を旧条例第22条第2号に、非開示部分2から非開示部分5までを旧条例第22条第3号に、非開示部分6から非開示部分10までを旧条例第22条第7号に該当するとして、非開示としている。

(4) 旧条例第22条第2号の該当性について

ア 旧条例第22条第2号では、「本人開示請求者（第20条第2項の規定により代理人が本人に代わって本人開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。・・・）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」については、開示しないことができることを規定している。

イ 実施機関は、非開示部分1が本号に該当すると主張しているため、不明な点について実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件児童は、本件代理人との関係不調等を理由として児童相談所の援助を受けるようになり、法に基づき児童相談所での一時保護や児童養護施設への入所措置がなされている。

(イ) 本件保有個人情報、本件児童の相談援助業務に用いるため、実施機関の職員が本件児童の生活の様子や支援の内容をありのままに記載したものである。

(ウ) 非開示部分1は、本件児童の発言内容ではあるが、本件代理人に開示すると、本件児童と本件代理人との今後の関係性に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

ウ 以上を踏まえ、当審査会は、次のように判断する。

(ア) 保有個人情報の本人開示請求については、本人の権利利益の保護という観点から、当該本人に対してその個人情報を開示することが原則である。旧条例第20条第2項に基づく法定代理人による請求も、本人の利益のために認められているものである。

(イ) この点、実施機関の説明によれば、本件児童は本件代理人との関係不調等を発端として、児童相談所の援助を受けることになったのであり、本件児童の発言の全てを開示することが必ずしも本件児童の利益になるとは限らない。

(ウ) 当審査会が見分したところ、非開示部分1は、本件児童が本件代理人との関係性等について言及していることが認められ、これを開示することにより、本件児童と本件代理人との今後の関係性に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、本号に該当するとの実施機関の主張は首肯できる。

(5) 旧条例第22条第3号の該当性について

ア 旧条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により

本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）・・・又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの・・・。」については、開示しないことができることを規定している。

もっとも、本号ただし書アでは、「法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを、本号ただし書ウでは、「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 非開示部分２は、当審査会が見分したところ、特定児童養護施設、医療機関等の民間施設の職員の氏名、施設に入所する他の児童等の個人の氏名であった。したがって、非開示部分２は、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでに該当しない。

ウ 非開示部分３は、当審査会が見分したところ、公立学校の教職員の氏名及び職名であった。したがって、非開示部分３は、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。

次に、本号ただし書について検討すると、非開示部分３の氏名は、横浜市中心図書館において所蔵され閲覧に供されている神奈川県公立学校教職員録に掲載されていることが確認できた。したがって、慣行として本人開示請求者が知ることができる情報といえるため、本号ただし書アに該当する。

また、非開示部分３の職名は、職務の遂行に係る情報のうち当該公務員の職に係る部分に該当する情報であることから、本号ただし書ウに該当する。

エ 非開示部分４は、当審査会が見分したところ、実施機関の職員と特定児童養護施設、医療機関等の民間施設の職員、本件児童の家族等とのやりとりの内容等であり、本件児童以外の個人の発言内容、意向等が記載されていた。したが

って、非開示部分4は、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのあるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでに該当しない。

オ 非開示部分5は、当審査会が見分したところ、実施機関の職員間、実施機関の職員と公立学校等の公共機関の職員のやりとりであり、本件児童以外の個人の発言内容、意向等が記載されていた。したがって、非開示部分5は、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのあるものであることから、本号本文に該当する。

次に、本号ただし書について検討すると、非開示部分5は、公務員等である個人の職務遂行の内容に係る情報であることから、本号ただし書ウに該当する。

(6) 旧条例第22条第7号の該当性について

ア 旧条例第22条第7号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができることを規定している。

イ 実施機関は、非開示部分6から非開示部分10までが本号に該当すると主張している。そこで、当審査会で不明な点について実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 非開示部分6は、本件児童の相談援助業務を行うため、実施機関の本件児童に係る評価、所見、今後の対応等を記載したものであり、これを開示すると、実施機関と本件児童との間で認識が異なっていた場合にその信頼関係が損なわれ、相談援助業務の適正な遂行が困難になるおそれがあるため、本号に該当すると判断した。

(イ) 非開示部分7は、本件児童が入所した一時保護所の施設名、受診した医療機関名等である。児童が入所する一時保護所は、保護者に対しても秘匿している情報であり、これを開示すると、今後の児童相談所の支援業務に支障を及ぼすおそれがあるところ、本件処分においては本件児童の保護者である本件代理人に当該情報を開示することになるため、本号に該当すると判断した。

また、受診した医療機関名等については、これを開示すると、本件児童が入所していた一時保護所が推測されるため、本号に該当すると判断した。

(ウ) 非開示部分 8 は、本件児童が実施機関の職員同行のもと医療機関を受診した際の受診内容である。受診内容については、本件代理人とも共有している内容であり、開示すべきであった。

(エ) 非開示部分 9 は、本件児童の代理で実施機関の職員が医療機関を受診した際の受診内容である。本件児童不在の中での受診の記録であり、本件児童の症状を医師に説明する記載等の実施機関の所見が含まれていることから、これを開示すると、実施機関と本件児童との間で認識が異なっていた場合にその信頼関係が損なわれ、相談援助業務の適正な遂行が困難になるおそれがあるため、本号に該当すると判断した。

(オ) また、非開示部分 5 については、これらのやりとりを開示すると、実施機関や公共機関の職員が率直な意見交換を行うことを躊躇し、効果的な情報共有や対応の検討を行いにくくなることにより、相談援助業務の適正な遂行が困難になるおそれがあるため、本号にも該当すると考えている。

ウ 以上を踏まえ、当審査会は、次のように判断する。

(ア) 非開示部分 6 は、当審査会が見分したところ、実施機関の本件児童に係る評価、所見、今後の対応等の情報であった。本件開示請求時点では、実施機関の本件児童に対する相談援助業務は継続していたところ、これらの情報を開示することで、実施機関の相談援助業務の適正な遂行が困難になるおそれがあると認められることから、本号に該当する。

(イ) 非開示部分 7 は、一時保護所という施設の性質を踏まえると、本件児童が入所した一時保護所の施設名を本件代理人に開示することは、実施機関の相談援助業務の適正な遂行が困難になるおそれがあると認められる。

また、受診した医療機関名等は、当審査会が見分したところ、これを開示すれば、当該医療機関の所在地と照合することで本件児童が入所した一時保護所が推測できる情報であると認められた。

以上のことから、非開示部分 7 は、本号に該当すると認められる。

(ウ) 非開示部分 8 は、実施機関も本来は開示すべき情報であったと認めているとおり、既に開示している本件児童の医療機関の受診内容であり、開示したとしても、実施機関の相談援助業務の適正な遂行が困難になるおそれがある

とはいえ、本号に該当しない。

(エ) 非開示部分9は、実施機関の職員が代理受診した受診内容であり、実施機関の所見が含まれていることから本号に該当する旨、実施機関は主張する。しかしながら、当審査会が見分したところ、非開示部分9の本件児童の症状を医師に説明する記載は、実施機関の所見とまではいえない内容であった。また、その他の部分についても、非開示部分8や本件処分で開示している受診内容と比して、本号に該当するといえるような内容とも認められないことから、非開示部分9は、開示したとしても、実施機関の相談援助業務の適正な遂行が困難になるおそれがあるとはいえ、本号に該当しない。

(オ) 非開示部分10は、実施機関から本号に該当する理由の説明は得られず、当審査会もその内容を確認したが、開示したとしても、実施機関の相談援助業務の適正な遂行が困難になるおそれがあるとはいえ、本号に該当しない。

(カ) 実施機関は、非開示部分5について、本号にも該当すると主張するため、以下検討する。

非開示部分5は、当審査会が見分したところ、実施機関や公立学校等の職員が本件児童に係る今後の対応方法を検討した際や情報共有をした際のやりとりが記載されていた。これらを開示すると、実施機関や公立学校等の職員が、率直な意見を述べることや、問題解決のために踏み込んだ議論を行うことを躊躇し、効果的な情報共有や対応の検討が行いにくくなり、実施機関の相談援助業務の適正な遂行が困難になるおそれがあると認められるため、本号に該当する。

(7) 対象保有個人情報の特定について

ア 当審査会が、本件保有個人情報を見分したところ、「別紙参照」等の本件保有個人情報のほかにも本件児童に係る記録が存在することをうかがわせる記載があった。

イ この点について、実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 児童に関する記録は、基本的に当該児童の児童記録に全て記録されていると認識していたため、本件保有個人情報以外の記録の存在について考慮していなかった。

(イ) 改めて探索したところ、本件保有個人情報以外にも、別表3のとおり、本件児童に関する記録が存在することが判明した。

ウ 以上を踏まえ、当審査会は、次のように判断する。

(ア) 本件本人開示請求では、「中央及び、南部児童相談所に存在する本件児童に関するすべての記録のうち開示請求の対象となるもの」の開示を求めており、本件保有個人情報以外にも本件児童に関する記録を保有しているのであれば、当然、当該記録も対象保有個人情報として特定すべきである。

(イ) 当審査会が見分したところ、別表3に掲げる保有個人情報は全て本件児童に関する記録であり、実施機関が当該保有個人情報を対象保有個人情報として特定しなかったことは、妥当ではない。

(ウ) なお、本件保有個人情報には、ほかにも本件児童に係る記録が存在することをうかがわせる記載があるが、実施機関に確認したところ、当該記録は、本件児童に返還等しているため、現時点では保有していないとのことであった。

#### (8) 付言

本件本人開示請求は、本件児童の全ての記録を求めるものであり、対象保有個人情報の量も膨大であることから、本件処分を行うにあたり、実施機関に相当の負担が伴ったことは理解できる。しかしながら、本件対象保有個人情報自体に、ほかにも本件児童の記録が存在することをうかがわせる記載があったにもかかわらず、その保有個人情報の存在の有無を検証することなく本件処分を行い、結果として、対象保有個人情報の特定に漏れを生じさせた実施機関の対応は不適切であったといわざるをえない。

実施機関においては、今後、対象保有個人情報の特定にあたっては、より慎重に行うよう留意されたい。

#### (9) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を旧条例第22条第2号、第3号及び第7号に該当するとして一部開示とした決定のうち、非開示部分3及び非開示部分8から非開示部分10までを非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。また、別表3に掲げる保有個人情報を対象保有個人情報として特定しなかったことは妥当ではなく、当該保有個人情報を特定の上、改めて開示、非開示の判断をすべきである。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

別表1 保有個人情報のうち実施機関が非開示とした部分

本件児童の発言内容	非開示部分1
本件児童以外の個人の氏名	非開示部分2
公立学校の教職員の氏名及び職名	非開示部分3
実施機関と民間施設の職員、家族等のやりとり	非開示部分4
実施機関内部及び実施機関の職員と公共機関等の職員のやりとり	非開示部分5
実施機関の評価・所見に関する部分	非開示部分6
一時保護所の施設名、受診した病院名等	非開示部分7
本件児童の受診内容	非開示部分8
代理受診の内容	非開示部分9
本件児童の行動及び別添資料がある旨の記載	非開示部分10

別表2 非開示部分のうち開示すべき部分

実施機関が非開示とした部分	ページ	開示すべき部分
非開示部分3	151ページ	16行目の1文字目から29文字目まで
	285ページ	26行目の33文字目から35文字目まで
	311ページ	28行目の9文字目から行末まで
非開示部分8	50ページ	4行目の1文字目から18行目の21文字目まで及び19行目の4文字目から行末まで
非開示部分9	259ページ	17行目及び18行目の全て、19行目の5文字目から行末まで、20行目から22行目までの全て並びに23行目の1文字目から29文字目まで及び34文字目から行末まで
	264ページ	3行目及び4行目の全て、5行目の5文字目から行末まで、6行目の全て、7行目の1文字目から6文字目まで及び11文字目から行末まで並びに8行目から14行目までの全て
非開示部分10	151ページ	14行目の36文字目から行末まで、17行目の32文字目から34文字目まで及び17行目の39文字目から18行目の13文字目まで

265ページ	21行目の11文字目から行末まで
266ページ	6行目の全て
267ページ	2行目の全て
300ページ	14行目の全て

別表3 対象保有個人情報として特定すべき保有個人情報

1	本件児童の部活の様子
2	生育歴 聞き取り面接用シート
3	本件児童 課題②
4	本件児童と本件代理人とのお約束
5	【24時間 円グラフ】-大-
6	特定Drの記録
7	特定心理司Aの記録（特定年月日8）
8	本件児童 学級での様子
9	本件児童課題（特定月日1）
10	入所時自立支援計画票
11	特定心理司Aの記録（特定年月日9）
12	特定児童話し合い
13	児童自立支援計画票
14	自傷について 特定児童養護施設の記録
15	特定児童養護施設の本件児童に関する記録
16	判定会議提出票（特定年月日10）
17	援助方針会議提出票（特定年月日11）
18	本件児童カンファレンス（特定年月日12）
19	判定会議提出票（特定年月日13）
20	本件児童の特定児童養護施設への手紙
21	判定会議提出票（特定年月日14）
22	検査成績書
23	判定会議提出票（特定年月日15）

24	本件児童への宿題
25	本件児童への宿題（特定月日2面接時使用）
26	児童自立支援計画票（特定児童養護学校）
27	本件児童カンファレンス（特定年月日16）
28	判定会議提出票（特定年月日17）
29	保護者面談資料
30	判定会議提出票（特定年月日18）
31	自立援助ホームパンフレット
32	特定高校 特定年月行事予定

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年2月19日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和3年3月18日 （第267回第三部会） 令和3年3月23日 （第347回第一部会） 令和3年3月24日 （第395回第二部会）	・諮問の報告
令和3年3月30日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和4年12月21日 （第429回第二部会）	・審議
令和5年1月25日 （第430回第二部会）	・審議
令和5年2月22日 （第432回第二部会）	・審議
令和5年3月8日 （第433回第二部会）	・審議
令和5年3月22日 （第434回第二部会）	・審議

